

令和2年3月10日

0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部  
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策に伴うお願い及び  
自主的にお休みした場合の基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて【3月】

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。文京区では、感染の機会を減らすことを目的とし、令和2年2月28日付の文書にて、保護者の皆様にも対応のご協力をお願いしたところです。

この度、内閣府等の方針を踏まえ下記の通り、新型コロナウイルス感染症対策に伴う自治体のお願いにより自主的に6日以上お休み（以下、「自主休園」という）をした場合に、基本保育料を日割りにより計算することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、引続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 区からのお願い（令和2年2月28日付文書から抜粋）  
感染症拡大を防止するため、ご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化にご協力ください。
- 2 対象期間  
令和2年3月2日（月）から3月31日（火）まで  
（3月2日（月）以降、3月13日（金）までに自主休園をされた場合は、遡りで算入が出来ます。それ以降は、原則事前に予定されているものに限りです。）
- 3 対象施設・事業
  - (1) 認可保育所
  - (2) 区立認定こども園
  - (3) 小規模保育事業
  - (4) 家庭的保育事業
  - (5) 事業所内保育事業（地域枠）
  - (6) 定期利用保育事業
  - (7) 春日臨時保育所
  - (8) グループ保育室こうらく
- 4 基本保育料の取扱いについて  
以下の(1)及び(2)を満たす場合は、保護者の方へ以下の計算式に基づき算出した金額を還付（返金）します。
  - (1) 「1 区からのお願い」に基づき自主休園を行う。
  - (2) 自主休園を6日以上行う。（連続している必要はありません。）

**【還付(返金)額=ご自身の基本保育料×自主休園した日数(※)÷25日(10円未満切捨て)】**

※ 用事や当日の風邪等、あらかじめ園に示していなかったお休みは、日数に含めることは出来ません。

5 基本保育料還付(返金)の手続きについて

基本保育料還付(返金)の手続きは、以下の書類をそれぞれ提出期限までにご提出ください。(今回の手続き対象者は、「自主休園を6日以上する」方のみとなります。)

(1) 還付請求書【4月10日(金)までに区へ直接提出(郵送可)】

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階

(2) 休園予定兼確認書【3月16日(月)までに自主休園する日以前に園に提出】

※3月16日に間に合わなかった場合は、お早めに提出してください。

※区へは園が提出を行います。

6 振込予定

7月初旬を予定しております。

7 その他

(1) 還付(返金)額は、基本保育料となります。

(2) **基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。**期間終了後、文京区において休園状況を確認し、指定の口座へお振込みいたします。

(3) 自主休園を連続する2週間以上される場合は、文京区幼児保育課入園相談係に「休園届」をご提出ください。(この場合、2か月の休園期間上限は適用いたしません。)

(4) 園内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、東京都や保健所と状況を確認し、臨時休園となることがあります。(臨時休園日数に応じて、基本保育料の還付(返金)を行います。)

(5) 本対応は3月末までを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、4月以降も引き続き同様の対応とする場合は、別途ご連絡いたします。

8 問い合わせ

(1) 区立保育園に関すること

幼児保育課幼児保育係

TEL 03-5803-1189

(2) 私立保育園に関すること

幼児保育課保育施設指導担当

TEL 03-5803-1845

(3) 基本保育料還付(返金)の提出に関すること

幼児保育課入園相談係

TEL 03-5803-1190